

重要

専攻科生の皆さんへ

学生課学生支援係

令和3年度前期分授業料免除の申請について

標記について、高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免のダブル支援）への申請を考えている学生は、4月28日（水）までに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を学生支援係へ提出してください。ただし、1年生で3月19日（金）までに申請書を提出していないが申請を考えている学生は、4月28日（水）までに学生支援係へ申し出てください。

また、令和2年度までに高等教育の修学支援新制度に採用されている学生（給付奨学生として採用されている学生）は、4月28日（水）までに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を学生支援係へ提出してください。

手続きの流れ

1. 各申請書（新規・継続）提出
4月28日（水）まで
※ただし、1年生で上記期限内に申請書を提出していないが免除申請を考えている場合、4月28日（水）までは追加で申請を受け付けます。
2. 「給付奨学金案内」配付
3. 「スカラネット入力下書き用紙」確認
「給付奨学金誓約書」「通帳コピー」提出
4. スカラネットより申請内容登録
5. 採用・不採用通知交付

※2～5は、新規申請者のみ必要な手続きです。期限は、申請者に個別で案内します。



高等教育の 修学支援新制度

対象者

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生で、一定の学力基準を満たしている者

※住民税非課税であっても、ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、満額支援に該当しない場合があります。



また、高等教育の修学支援新制度には要件に該当しないため申請できないが、下記の対象者に該当する学生は、高専機構が実施する授業料免除に申請することが可能です。申請を希望する学生は、4月28日（水）までに「授業料免除申請願」を学生支援係へ提出してください。ただし、高専機構の授業料免除には給付奨学金の支給は含まれておりません。申請願を提出した学生は、下記の期限までに必要書類を取りに来てください。

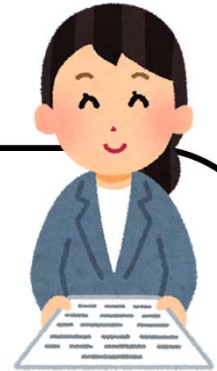
高専機構の 授業料免除制度

対象者

1. 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
2. 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」）が死亡、又は学生若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた者
3. 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある者
4. 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急減があった者
5. その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

その他、徴収猶予の制度もあります。詳しくは学生支援係まで問い合わせてください。

手続きの流れ



1. 「授業料免除申請願」提出
4月28日（水）まで
2. 「授業料免除申請書類」配付
5月21日（金）まで
※配付を開始したら、申請願提出者に個別で案内します。
3. 「授業料免除申請書類」提出
6月23日（水）まで
※提出は郵送可です。ただし、特定記録郵便等、記録が残る方法で郵送してください。